

序章. 緑の基本計画の策定にあたって

序章. 緑の基本計画の策定にあたって

序章. 緑の基本計画の策定にあたって

I. 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、平成6年の都市緑地保全法の一部改正のなかで創設された制度で、正式名称は「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といいます。

この「緑の基本計画」は、公園の整備、緑地の保全をはじめ、学校や官公庁施設などの公共公益施設の緑化、住宅や商店街などの私有地の緑化、さらには緑化意識の普及啓発など、緑にかかわる方針や施策を市の実状にあわせて策定するものであり、緑行政の基礎となるものです。

青梅市は、山地や丘陵地のほか、多摩川などの豊かな自然環境に恵まれています。平成10年に実施した市政総合世論調査結果では、67.6%に当たる人々が、「住み続けたい」と回答しており、その理由として、自然環境の良さが多くあげられています。

しかし、都市化が進むにつれて、平地林や農地、崖線樹林などの身近な緑は徐々に失われつつあり、また、公園緑地等についても、整備・充実が求められています。

このような状況のなか、市の特性をふまえて、『青梅市緑の基本計画』を策定し、将来の緑のまちづくりはどうあるべきかを示していきます。

II. 計画の効果

- ① 市民意見を取り入れた緑のまちづくりを進めることができます。
- ② 緑づくりの将来目標の実現へ向けて、行政内部の合意を図り、体系的かつ効率的に事業を進めることができます。
- ③ 市民の緑づくりに対する関心を高め、緑を守り育てる活動への参加を促進することができます。
- ④ 施策の実現化を図るため、国や都から補助金の導入を図ることができます。

III. 他の計画との関係

「緑の基本計画」は、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合し、青梅市総合長期計画に即して策定します。

また、東京都全体の広域的な緑地計画となる東京都緑のマスタープランとの調整を図ります。

